

1. 調査全般に関すること

No.	質問	回答
1-1	調査の目的は何ですか。	中小企業の脱炭素に関する取組状況や課題、必要な支援策等を明らかにし、新たな支援施策の策定や既存施策の見直しを検討することを目的としています。
1-2	調査はどのように実施するのですか。	調査対象の事業者の方には、令和5年5月末に県から調査依頼書を郵送しました。調査依頼書に記載されたURLや二次元バーコードから、「脱炭素社会実現に向けた中小企業支援充実のための課題調査」のページにアクセスいただき、インターネット上でご回答ください。 回答いただいた結果は、個々の事業者が特定できないように加工したデータに取りまとめ、委託事業者（株式会社浜銀総合研究所）が集計及び分析を行い、報告書として取りまとめます。
1-3	調査対象はどのように選定したのですか。	横浜市及び川崎市を除いた、神奈川県内に本社・本店を有する中小企業のうち、小規模企業者を除いた中小企業者を対象としています。 なお、調査対象の名簿については、総務省統計局が管理するデータベースから抽出し、作成しています。

2. 回答に関すること

No.	質問	回答
2-1	どのように回答すればよいですか。	以下の順に沿って、ご回答ください。 ① 県ホームページ内の以下のページにアクセスします。 (脱炭素社会実現に向けた中小企業支援充実のための課題調査) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/kadaichousa.html  ② ページ内にある回答受付フォームから、回答ページにアクセスしてください。 ③ 電子申請システムの利用規約をご確認いただき、ご理解いただけましたら、「同意する」をクリックして、進んでください。 ④ 回答ページの一番上にある「回答整理番号」には、調査依頼書に記載されている「アルファベット2文字+数字7桁」を入力してください。 ⑤ 必要事項を入力の上、回答を送信して手続きは終了です。
2-2	回答ページにアクセスできません。	検索エンジンに、以下のキーワードを入力して検索いただき、「脱炭素社会実現に向けた中小企業支援充実のための課題調査」のページにアクセスしてください。 検索キーワード：「神奈川県」、「脱炭素」、「課題調査」
2-3	紙で回答はできませんか。	本調査は、書面による回答を受け付けておらず、電子申請システムを使ったWebによる回答をお願いしています。
2-4	匿名で回答することはできませんか。	重複での回答や対象外の方からの誤回答を避けるため、回答整理番号と事業者名を入力いただくようお願いしております。 なお、回答いただいた結果は、個別の事業者に紐づかない形で集計するとともに、統計以外の目的には一切使用いたしませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。
2-5	回答整理番号が分かりません。	回答整理番号は調査依頼書に、アルファベット2文字+数字7桁の番号が記載してありますので、ご確認ください。 調査依頼書は、令和5年5月末頃に、県から調査対象となる事業者に、郵送にてお送りしています。
2-6	調査依頼書を紛失したため、回答整理番号が分かりません。	次の問合せ先に、ご連絡いただき、「事業者名」及び「本社の住所」をお伝えください。確認の上、回答整理番号をお伝えします。 【電子メール】 jigyou-ondanka@pref.kanagawa.lg.jp 【電話】 045-210-4083

3. 設問に関すること

No.	質問	回答
3-1	<問1 関係> 脱炭素の必要性を感じていない場合は、これ以降の設問に回答しなくてよいですか。	脱炭素の必要性を感じていない場合においても、CO2削減に取り組む上での課題に関する質問等もありますので、問2以降の回答もお願いいたします。
3-2	<問2 関係> 脱炭素に向けた目標はどのようなものが該当しますか。	例えば、以下について定めた目標が該当します。 【例】 ・CO2排出削減量に関する目標 ・再エネ導入に関する目標 ・省エネの推進に関する目標 等
3-3	<問3 関係> CO2削減につながる取組は、過去に実施していた内容を含めて良いですか。また、現在、検討中の取組については、回答の対象外になりますか。	現在も実施している取組に限り、回答してください。
3-4	<問4 関係> エネルギー使用量は、どこで調べられますか。	電気やガス、軽油等の検針票や請求書などに、使用量の記載があります。（表記の方法は、それぞれの販売事業者によって様々です。）
3-5	<問4 関係> CO2排出量は、エネルギー使用量からどのように算出できますか。	本県が運用している事業活動温暖化対策計画書制度においては、エネルギー使用量を入力すると、自動的にCO2排出量が算出される計算シートを作成していますので、参考にしてください。 (事業活動温暖化対策計画書制度) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674 
3-6	<問5 関係> 照明のLED化は検討したことがありますが、それ以外の主要設備（空調、生産設備など）の運用方法の改善や高効率器への更新などは具体的に検討したことはありません。この場合、「実施したことがある」と回答してよいのでしょうか。	そのような場合は、「実施したことがない」を選択してください。「自社で実施することができるCO2削減対策の検討やリストアップ」とは、例えば、事業所の主な設備に関して運用改善や設備更新などを全般的に検討した場合や、省エネ診断を受診した場合などが該当します。
3-7	<問6 関係> 現在使用している設備の次回更新予定時期を記載した設備台帳など作成済の場合は、「計画を作成済であり実行している」に該当しますか。	そのような場合は、「計画を作成済であり実行している」を選択してください。 CO2削減につながる具体的な取組や実施時期が明記されているのであれば、「CO2削減対策の実行計画」に該当するものと捉えてください。

4. 調査結果の公表や活用に関すること

No.	質問	回答
4-1	調査結果は公開されますか。	調査結果は、個別の事業者には紐づかない形で集計・分析した報告書を県ホームページで令和5年10月頃に掲載する予定です。 (脱炭素社会実現に向けた中小企業支援充実のための課題調査) https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f6674/kadaichousa.html 
4-2	調査結果はどのように活用されますか。	中小企業の皆様が脱炭素に関する取組を進められるような支援を充実させていくため、新たな支援施策の策定や既存施策の見直しを検討する基礎資料として活用します。
4-3	回答の結果は、行政による検査や指導に使われることはないですか。	今回の調査は、神奈川県統計調査条例（平成20年神奈川県条例第54号）に基づいて実施するもので、ご回答いただいた内容は統計以外の目的には一切使用しません。 調査に使用した連絡先も、回答内容に関する問合せ以外には使用せず、調査終了後に破棄します。